

随意契約結果(業務委託)

| No. | 案件名称 | 委託種目 | 契約の相手方 | 契約金額(税込) | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由 (随意契約理由番号) | WTO |
|-----|-----------------------------|------|------------------|------------|-----------|-----------------------|----------------------|-----|
| 1 | 大阪市ヤングケアラーへの寄り添い型相談支援事業業務委託 | その他 | 特定非営利活動法人 ふうせんの会 | 14,505,000 | 令和4年7月29日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G5 | - |

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市ヤングケアラーへの寄り添い型相談支援事業業務委託

2 契約の相手方

特定非営利活動法人 ふうせんの会

3 随意契約理由

ヤングケアラーであるこどもは、家族のことを他人に相談することに躊躇していることや、羞恥心を感じていることが多い。こどもたちが悩みを吐露するには、「この人になら、安心して話ができる。話をしても大丈夫」などと思えるよう信頼関係の構築が必要であり、これには専門的技術や知識、経験を有する。また、ヤングケアラーが抱える課題は介護や疾病、生活困窮等のひとつの課題に限られず、複合的であることが多く、支援の見立てには、ひとつひとつ丁寧に課題を解きほぐしていく必要がある。

そのため、ヤングケアラー支援に関する幅広い知識と経験、専門性を有する民間事業者から柔軟な発想による創意工夫された企画提案を受けることによって、本事業を的確かつ効果的に推進できると認められることから、公募型プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

特定非営利活動法人ふうせんの会は、大阪市ヤングケアラーへの寄り添い型相談支援事業業務委託事業者選定会議において、評価項目「事業遂行にあたっての総合的な視点・事業目的の理解度」「事業実施にあたって基本的な考え方について」「事業実施体制について」「団体の実績について」「費用積算根拠の妥当性等」の合計点が最も高く、且つ、各選定メンバーの評価合計点数が満点の6割に満たない場合に該当しなかったことから、受注予定者として選定された事業者である。

当該選定結果を受け、特定非営利活動法人ふうせんの会と随意契約により本業務委託の契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部企画課（電話番号 06-6208-8337）